

官報

号
国会会議録

令和八年七月二十二日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第三十四号

令和八年七月二十二日(水曜日)

令和八年七月二十二日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

元本院議長元自由民主党総裁河野洋平君逝去につき弔詞を贈呈することし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)
建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

午後一時二分開議
○議長(森英介君) これより会議を開きます。

弔詞贈呈の件

○議長(森英介君) お諮りいたします。

元本院議長元自由民主党総裁河野洋平君は、去る六月八日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

つきましては、河野洋平君に対し、弔詞を贈呈いたしたいと存じます。

弔詞は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに再度本院議長長の要職につき、自由民主党総裁をつとめられ、またしばしば国務大臣の重任にあたり終始議會政治の発展に貢献された從二位桐花大綬章 河野洋平君の長逝を哀悼し、ついで弔詞をささげます。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

国土交通委員長提出、建築士法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(森英介君) 建築士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長 富樫博之君。

建築士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔富樫博之君登壇〕

○富樫博之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、設計等の業務に係る契約の適正化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、建築士試験の在学中の受験を可能とするとともに、建築士の免許要件の緩和を行うこと、

第二に、建築設備士の登録に係る制度を整備すること、

第三に、契約書の相互交付義務の対象範囲を拡大することなどあります。

本案は、本日の国土交通委員会において、全会

一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 金子 恭之君

○議長の報告

〔議決通知〕

一、去る十七日、本院は、国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

〔通知書受領〕

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律

重要品種の育成及びその種の生産の振興に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

国旗の損壊等の処罰に関する法律

電気事業法の一部を改正する法律

刑事訴訟法の一部を改正する法律

皇室典範等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎情報データベース整備改善計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

皇室典範等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書(橋本幹彦君提出)

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書(河村たかし君提出)

動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書(河村たかし君提出)

皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書(長妻昭君提出)

津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

建築士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年七月二十二日

提出者

国土交通委員長 富樫 博之

建築士法の一部を改正する法律

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「者」の下に「であつて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたもの」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

第三条第二項中「大規模の修繕の下に」(建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)を、「大規模の模様替」の下に「(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)」を加える。

第四条第二項第四号を次のように改める。

四 設計その他の国土交通省令で定める実務の経験(以下この号において単に「実務の経験」という。)を有する次のイ又はロに掲げる者であるもの

イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校(第四項第二

号及び第十五条において「高等学校等」という。)において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後実務の経験を六年以上有するもの

ロ 実務の経験を八年以上有する者

第四条第四項第一号中「による専門学校」の下に「(第十四条及び第十五条において「大学等」という。)」を加え、同項第二号中「学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校」を「高等学校等」に改め、同項第四号中「七年」を「四年」に改める。

第十四条第一号中「学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校」を「大学等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者(同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。)であつて、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第十五条第一号中「学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校」を「大学等又は高等学校等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「七年」を「二年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改

め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験が行われる日又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者(同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。)であつて、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第二十二条の三の三の見出しを「(設計受託契約等の内容)」に改め、同条第一項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、「工事監理受託契約」の下に「建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十二条の三の四中「準拠した」を「準拠し、及び第二十四条の十に規定する見積書の内容その他の当該設計受託契約又は工事監理受託契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な」に改める。

第二十四条の九の次に次の一条を加える。

(設計等の業務の見積り)

第二十四条の十 建築士事務所開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならない。

第二十六条第二項第一号中「第四項」を「第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第二条の改正規定(同条第五項の改正規定を除く)、第三条第二項の改正規定、第二十条の三の三(見出しを含む。)の改正規定、第二十二條の三の四の改正規定、第二十四条の九の次に一条を加える改正規定及び第二十六條第二項第一号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二条第五項に規定する建築設備士である者は、この法律による改正後の建築士法(次条及び附則第四条において「新法」という。)第二条第五項に規定する国土交通大臣が定める機関に登録されていない場合においても、この法律の施行の日から起算して一年間限り、同項に規定する建築設備士とみなす。

第三条 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号。次項において「平成十八年改正法」という。)の施行の日前における建築に関する実務の経験(同項において「平成十八年改正前の実務の経験」という。)は、新法第四条第二項第四号に規定する実務の経験(次項において「新法の実務の経験」という。)とみなす。

2 平成十八年改正法の施行の日前に平成十八年改正法第一条の規定による改正前の建築士法第十五条第二号に規定する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものは、新法第四条第二項第四号イに規定する科目

を修めて卒業した者とみなし、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の平成十八年改正前の実務の経験は、当該科目を修めて卒業した後の新法の実務の経験とみなす。

第四条 新法第二十二條の三の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に締結される建築士法第二十二條の三の二に規定する設計受託契約又は工事監理受託契約(以下この条において「契約」という。)について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(建築士法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 建築士法の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新法」を「建築士法」に、「第十四条第三号」を「第十四条第四号」に、「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条第七項中「新法」を「建築士法」に改め、「第四条第二項第四号に規定する」の下に「二級建築士としての」を加え、「第十五条第三号」を「第十五条第四号」に改める。

理 由

建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保すること及び設計等の業務に係る契約の適正化を図ることが重要であることに鑑み、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格要件を緩和するとともに、設計受託契約又は工事監理受託契約についての書面の相互交付義務の対象を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

